

身体障害者診断書・意見書（聴覚、平衡、音声、言語又はそしゃく機能障害用）

総括表

氏名	年　月　日生
住所	
障害名（部位を明記）	
原因となった 疾病・外傷名	（交通　労災　その他の事故　戦傷　戦災 自然災害　疾病　先天性　その他（　））
疾病・外傷発生年月日	年　月　日・場所
参考となる経過・現症（エックス線写真及び検査所見を含む。）	
障害の固定又は障害確定（推定）　年　月　日	
総合所見	
将来の再認定　要　・　不要 再認定の時期　年　月	
その他参考となる合併症状	
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付ける。 年　月　日 病院又は診療所の名称 所　在　地 診療担当科名　　科　　医師氏名	
身体障害者福祉法第15条第3項の意見（障害程度等級に係る参考意見） 障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に 該当する　　（　　級相当） 該当しない	
備考 1 障害名には、現在起こっている障害、例えば両眼失明、両耳ろう、右上下肢麻痺、心臓機能 障害等を記入し、原因となった疾患には、角膜混濁、先天性難聴、脳卒中、僧帽弁膜狭窄等原 因となった疾患名を記入してください。 2 障害区分や等級の決定のため、長野市社会福祉審議会から改めてお問い合わせする場合があ ります。 3 市長が別に定める付表を添付してください。	

聴覚・平衡・音声・言語又はそしゃくの機能障害の状態及び所見

[はじめに] <認定要領を参照のこと>

この診断書においては、以下の4つの障害区分のうち、認定を受けようとする障害について、□に✓を入れて選択し、その障害に関する「状態及び所見」について記載すること。

なお、音声機能障害、言語機能障害及びそしゃく機能障害が重複する場合については、各々について障害認定することは可能であるが、等級はその中の最重度の等級をもって決定する旨、留意すること（各々の障害の合計指数をもって等級決定することはしない）。

- 聴覚障害 → 『1 「聴覚障害」の状態及び所見』に記載すること。
- 平衡機能障害 → 『2 「平衡機能障害」の状態及び所見』に記載すること。
- 音声・言語機能障害 → 『3 「音声・言語機能障害」の状態及び所見』に記載すること。
- そしゃく機能障害 → 『4 「そしゃく機能障害」の状態及び所見』に記載すること。

1 「聴覚障害」の状態及び所見

(1) 聴力（会話音域の平均聴力レベル）

右	dB
左	dB

(4) 聴力検査の結果（ア又はイのいずれかを記載する）

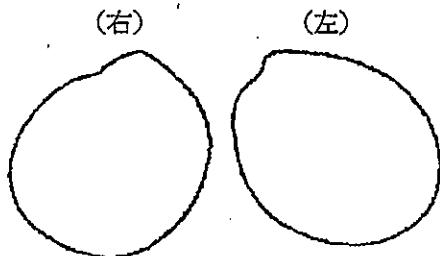
ア 純音による検査

オージオメータの型式 _____

(2) 障害の種類

伝音性難聴
感音性難聴
混合性難聴

(3) 鼓膜の状態

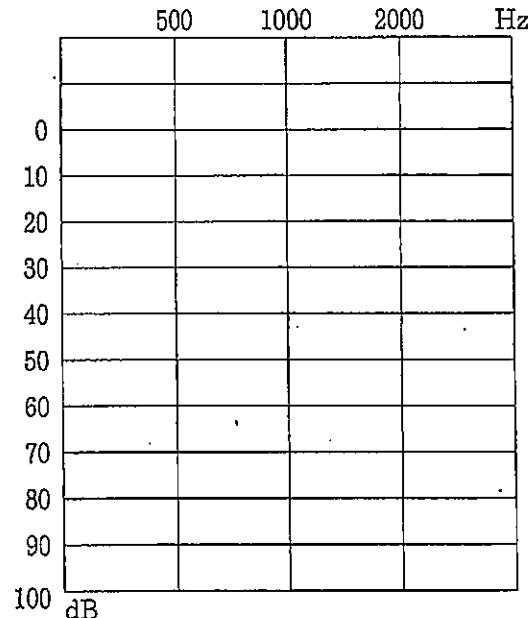


(5) ア 身体障害者手帳（聴覚障害）の所持状況

（注）2級と診断する場合、記載すること。

有 · 無

- イ 手帳を所持していない場合で2級と診断する場合、他覚的聴覚検査又はそれに相当する検査の検査方法及び所見（記録データを添付すること。）



イ 語音による検査

語音明瞭度	右 %
	左 %

2 「平衡機能障害」の状態及び所見

3 「音声・言語機能障害」の状態及び所見

4 「そしゃく機能障害」の状態及び所見

(1) 障害の程度及び検査所見

下の「該当する障害」の□に✓を入れ、さらに①又は②の該当する□に✓又は()内に必要事項を記述すること。

- 「該当する障害」 そしゃく・嚥下機能の障害
→「①そしゃく・嚥下機能の障害」に記載すること。
 咬合異常によるそしゃく機能の障害
→「②咬合異常によるそしゃく機能の障害」に記載すること。

① そしゃく・嚥下機能の障害

a. 障害の程度

- 経口的に食物等を摂取できないため、経管栄養を行っている。
 経口摂取のみでは十分に栄養摂取ができないため、経管栄養を併用している。
 経口摂取のみで栄養摂取ができるが、誤嚥の危険が大きく摂取できる食物の内容・摂取方法に著しい制限がある。

b. その他

b. 参考となる検査所見

ア 各器官の一般的検査

〈参考〉各器官の観察点

- ・口唇・下顎：運動能力、不随意運動の有無、反射異常ないしは病的反射
- ・舌：形状、運動能力、反射異常
- ・軟口蓋：拳上運動、反射異常
- ・声帯：内外転運動、梨状窩の唾液貯留

- 所見（上記の枠内の「各器官の観察点」に留意し、異常の部位、内容、程度等を詳細に記載すること。）

イ 噫下状態の観察と検査

〈参考1〉各器官の観察点

- ・口腔内保持の状態
- ・口腔から咽頭への送り込みの状態
- ・喉頭挙上と喉頭内腔の閉鎖の状態
- ・食道入口部の開大と流動物（bolus）の送り込み

〈参考2〉摂取できる食物の内容と誤嚥に関する観察点

- ・摂取できる食物の内容（固形物、半固形物、流動食）
- ・誤嚥の程度（毎回、2回に1回程度、数回に1回、ほとんど無し）

○ 観察・検査の方法

- エックス線検査（ ）

- 内視鏡検査（ ）

- その他（ ）

- 所見（上記の枠内の〈参考1〉と〈参考2〉の観察点から、嚥下状態について詳細に記載すること。）

② 咬合異常によるそしゃく機能の障害

a 障害の程度

著しい咬合障害があり、歯科矯正治療等を必要とする。

その他

b 参考となる検査所見（咬合異常の程度及びそしゃく機能の観察結果）

ア 咬合異常の程度（そしゃく運動時又は安静位咬合の状態を観察する。）

イ そしゃく機能（口唇・口蓋裂では、上下顎の咬合関係や形態異常等を観察する。）

(2) その他（今後の見込み等）

(3) 障害程度の等級

（下の該当する障害程度の等級の項目の□に✓を入れること。）

① 「そしゃく機能の喪失」（3級）とは、経管栄養以外に方法のないそしゃく・嚥下機能の障害をいう。

具体的な例は次のとおりである。

重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの

延髓機能障害（仮性球麻痺、血管障害を含む）及び末梢神経障害によるもの

外傷、腫瘍切除等による顎（顎関節を含む）、口腔（舌、口唇、口蓋、頬、そしゃく筋等）、咽頭、喉頭の欠損等によるもの

② 「そしゃく機能の著しい障害」（4級）とは、著しいそしゃく・嚥下機能又は咬合異常によるそしゃく機能の著しい障害をいう。

具体的な例は次のとおりである。

重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの

延髓機能障害（仮性球麻痺、血管障害を含む）及び末梢神経障害によるもの

外傷、腫瘍切除等による顎（顎関節を含む）、口腔（舌、口唇、口蓋、頬、そしゃく筋等）、咽頭、喉頭の欠損等によるもの

口唇・口蓋裂等の先天異常の後遺症による咬合異常によるもの

[記入上の注意]

- (1) 聴力障害の認定にあたっては、昭和57年8月14日の改正後のJIS規格（新規格）によるオージオメータで測定すること。dB値は、周波数500, 1000, 2000Hzにおいて測定した値をそれぞれa, b, cとした場合、 $\frac{a+2b+c}{4}$ の算式により算定し、a, b, cのうちいずれか1又は2において100dBの音が聴取できない場合は、当該dB値を105dBとして当該算式を計上し、聴力レベルを算定する。
- (2) 歯科矯正治療等の適応の判断を要する症例については、「歯科医師による診断書・意見書」（別様式）の提出を求めるものとすること。
- (3) 小腸機能障害を併せもつ場合については、必要とされる栄養摂取の方法等が、どちらの障害によるものであるか等について詳細に診断し、該当する障害について認定することが必要である。
- (4) 「聴覚障害」の他覚的検査に相当する検査とは、遅延側音検査、ロンバールテスト、ステンゲルテスト等である。